

原子力規制委員会に対する不服申立てに関する審理要領（原規総発第 1511271 号）の全部を次のように改正する。

令和元年 8 月 2 9 日

原子力規制庁長官 荻野 徹

原子力規制委員会の処分等についての不服申立てに関する規程

（目的）

第 1 条 この規程は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）の規定による原子力規制委員会の処分又は不作為（以下「処分等」という。）についての不服申立てに関する事務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程における用語は、法において使用する用語の例による。ただし、「課等」とは、原子力規制委員会組織規則（平成 2 4 年原子力規制委員会規則第 1 号）に規定する課及びこれに準ずる組織として原子力規制庁組織細則（原規総発第 120919002 号）別表第 2 に定める内部組織をいう。

（審理官の指名等）

第 3 条 原子力規制庁長官は、原子力規制委員会の処分等についての不服申立てに関する事務のうち、審理に関するものを補佐させるため、当該事務について必要な知識経験を有し、かつ、不服申立てに係る処分等に関し公正な判断をすることができることを認める職員のうちから、審理官を指名するものとする。

2 審理官は、次に掲げる事務を行うものとする。

一 法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する法第 5 0 条第 1 項に規定する裁決書（以下「裁決書」という。）の案の審査に関すること。

二 原子力規制委員会の会議における裁決書の案の内容その他必要な事項に関する説明等に関すること。

3 審理官は、前項第 2 号の事務を遂行するに当たっては、不服申立てに係る処分等を主管する課等（以下「主管課等」という。）の長又は当該処分等に関係する事務を所管する課等（以下「関係課等」という。）の長に対し、原子力規制委員会の会議に出席させ、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(不服申立てに関する事務等)

第4条 原子力規制委員会の処分等についての不服申立てに関する事務のうち別表に掲げるものは、主管課等において行うものとする。

2 主管課等の長は、別表の14の項及び18の項から21の項までの事務の欄に掲げる事務をその職員に行わせる場合にあつては、主管課等の職員の中から当該事務を担当する者を指名するものとする。ただし、法第9条第2項各号に掲げる者を指名してはならない。

3 主管課等の長は、第1項の事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係課等の長に対し、必要な協力を求めることができる。

4 関係課等の長は、前項の規定による主管課等の長の求めがあつたときは、その職員に第1項の事務を補助させるものとする。ただし、法第9条第2項各号に掲げる者に別表の14の項及び18の項から21の項までの事務の欄に掲げる事務を補助させてはならない。

附 則

1 この規程は、令和元年9月1日から施行する。

2 原子力規制委員会の処分等についての不服申立てであつて、法の施行前にされた原子力規制委員会の処分又は同法の施行前にされた申請に係る原子力規制委員会の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

項	事務	関係条項
1	総代の互選の命令に関する事務	法（法第9条第3項の規定により読み替えて適用することとされている規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。以下この表において同じ。） 第11条第2項
2	利害関係人の参加に関する事務	法第13条第1項及び第2項
3	行政庁が裁決をする権限を有しなくなった場合の措置に関する事務	法第14条
4	審理手続の承継に関する事務	法第15条第3項及び第6項
5	標準審理期間の設定等に関する事務	法第16条
6	審査請求書の提出に関する事務	法第19条
7	口頭による審査請求に関する事務	法第20条
8	審査請求書の補正に関する事務	法第23条
9	執行停止に関する事務	法第25条第2項及び第4項から第7項まで
10	執行停止の取消しに関する事務	法第26条
11	審査請求の取下げに関する事務	法第27条
12	弁明書の提出に関する事務	法第29条第2項から第5項まで
13	反論書等の提出に関する事務	法第30条
14	口頭意見陳述に関する事務（次の項に掲げるものを除く。）	法第31条
15	審査請求に係る事件に関する質問への回答に関する事務	法第31条第5項
16	証拠書類等の提出に関する事務	法第32条
17	物件の提出要求に関する事務	法第33条
18	参考人の陳述及び鑑定の要求に関する事務	法第34条
19	検証に関する事務	法第35条
20	審理関係人への質問に関する事務	法第36条
21	審理手続の申立てに関する意見の聴取に関する事務	法第37条
22	審査請求人等による提出書類等の閲覧等に関する事務	法第38条第1項から第5項まで
23	審理手続の併合又は分離に関する事務	法第39条

24	審理手続の終結に関する事務	法第41条
25	裁決書の起案及び決裁並びに送付等に関する事務	法第44条から第53条まで
26	不服申立てをすべき行政庁等の教示に関する事務	法第82条
27	情報の提供に関する事務	法第84条
28	公表に関する事務	法第85条
29	前各項に掲げるもののほか、原子力規制委員会の処分等についての不服申立てに関する事務（第3条第2項に掲げるもの及び委員会の所掌事務に関する不服申立てに関する事務の総括に関するものを除く。）	
備考 法第22条第1項の送付及び通知に係る事務は、原子力規制庁長官官房法規部門において行うものとする。		